

野並住宅取壊し工事(第5工区)

図面リスト

図 面 目 録			
区 分	図面番号	図面名称	縮 尺
	00	表紙・図面リスト	——
	A	取壊し工事特記仕様書A	——
	B	取壊し工事特記仕様書B	——
	01	全体配置図、付近見取図	1/600、1/4000
	02	仮設・除却建物配置図	1/200
	03	施設撤去図(工作物・樹木)	1/150
	04	施設撤去図(舗装)	1/150
	05	施設撤去図(電気・ガス)	1/150
	06	施設撤去図(給水・排水)	1/150
	07	9号棟平面図	1/100
	08	9号棟立面図	1/150
	09	9号棟 基礎伏図 基礎断面図	1/150 1/30
	10	10号棟平面図	1/100
	11	10号棟立面図	1/100
	12	10号棟 基礎伏図 基礎断面図	1/100、1/30
	13	取壊し撤去図自転車置場 A B C D E	1/50
	14	取壊し撤去図 物置F G	1/20
	15	取壊し撤去図 物置H	1/20
	16	取壊し撤去図 ポンプ室	1/20
	17	取壊し撤去図 遊具・ベンチ	1/40
	18	取壊し撤去図 スロープ	1/50
	19	取壊し後整地平面図	1/200

愛知県建設部建築局公営住宅課

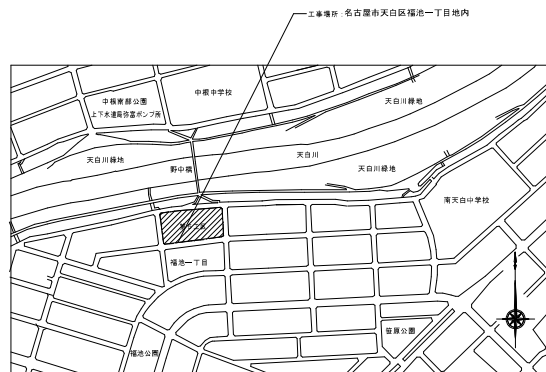
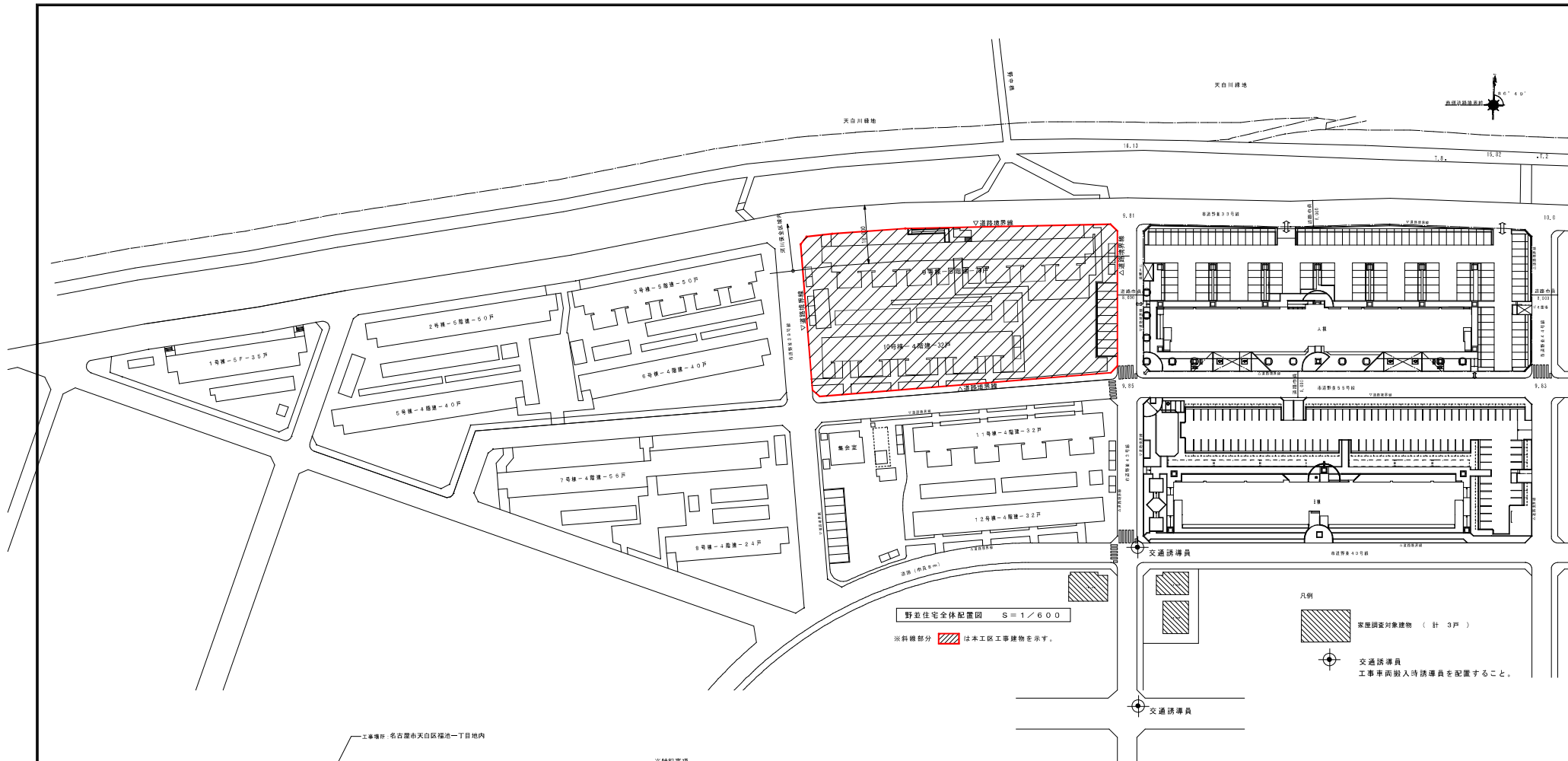
工事(積算)番号 H28Q12J00080

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

項目	特記事項
工事コスト調査の協力	*本工事が低入札価格抑制制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
特定住宅瑕疵担保責任	*「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
工事費内訳明細書 騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出： ※要しない * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳格に施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り ・なし (対象機種： バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）) (対象規制値： 排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））
貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要領 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要領」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車もきめ、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が、愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う請負契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制 現場代理人	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。
■建築第25章 除却工事■	
25.1.2 除却工事の範囲	除却工事の範囲： 図面による
25.3.2 騒音・粉じん等の対策	1. 騒音・粉じん等の対策方法： 図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 2. 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等： 図面による
25.4.3 事前措置	槽内の汚水、汚物の事前措置： ※25.4.3(8)による ・() ・図面による
25.4.14 杭	・撤去（解体）する（工法： ※引抜き工法 ・破碎する） ※残置する（位置は図示による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・()
25.4.15 構内舗装等	既存樹木 ※伐採、抜根 ・移植（移植するもの、移植先： ） ・図示による
25.4.16 地下埋設物及び埋設配管	※図示のものを撤去する ・残置する（位置、種別等は図示による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。
25.5.3 建設廃棄物の処理計画	分別収集 ・しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による
25.5.7 再資源化等	3. (1) 蛍光灯及びHIDランプ ・再資源化する ※再資源化しない (2) 高圧ポリ塩化ビニル管及び継手 ・再資源化する ※再資源化しない (3) ガラス ・再資源化する ※再資源化しない 4. 木材を指定建設資材廃棄物として縮減 ※しない（再資源化施設へ搬出） ・する 6. 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用 ・する() ・しない
25.5.8 産業廃棄物広域認定制度	産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物処理 ・する ※しない
25.5.9 再資源化完了報告書等	建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。
25.5.11 注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※図示による ・() ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせっこうボードの処理 ※25.5.11 3(3)(イ)による ・25.5.11 3(3)(ロ)による
25.6.5 特別管理廃棄物の処分	種類() 処分()
25.6.7 PCBを含む機器類	撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査 ・行う ※行わない
25.6.8 PCB含有シーリング材	次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物、ポリサルファイト（チオコール）系コーキング 平成元年以前の建築物： 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
25.6.9 廃油	廃油の処分 ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・()
25.6.10 廃酸・廃アルカリ	廃酸・廃アルカリの処分 ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・()

項目	特記事項
25.6.11 ダイオキシン類	サンプリング調査 ・行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法 ※図示による ・() 処分方法 ※図示による ・()
<アスベスト建材の除去等> 25.7.1 適用範囲	大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理 ()
25.7.2 施工調査	アスベスト含有分析調査 ・行わない ・行う ()
25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定1、アスベスト粉じん濃度測定	※行う（図面による） ・行わない
25.7.5 石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。
25.7.7 保護衣、作業衣	監督職員及び検査員等の保護衣、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。
25.7.11 アスベスト吹付材除去	2. 工法 (1) 除去工法 ※25.7.11 2(1)(イ)～(ニ)による ・() (2) 除去したアスベスト含有吹付材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固定化 3. 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有吹付材の処分 ※25.7.11 3(4)(イ)による ・25.7.11 3(4)(ロ)による
25.7.12 アスベスト保温材除去	25.7.11「アスベスト含有吹付材の除去」の2. 3による
25.7.13 アスベスト成形板除去	3. 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有成形板の処分 ※25.7.13 3(4)(ロ)(i)による ・25.7.13 3(4)(ロ)(ii)による
<特殊な副産物の処理> 25.8.3 施工調査	分析調査 ・行う ・行わない
25.8.6 特殊な副産物の回収等	種類、回収及び処分 ()
25.8.7 特定物質	撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。
<その他>	1) 引抜き抜き及び構造物基礎などの解体、撤去後の処理について： 図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止： 次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等： 図示又は監督職員の指示による） ・適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅 取壊し工事（第5工区）		図面番号
一級建築士登録番号 第3655号		取壊し工事特任仕様書B		No. B
岡田 繪一		A3 橋尺		
監 理	設 計	H 2 6 . 3 . 8		
愛知県建設部建築局公営住宅課				



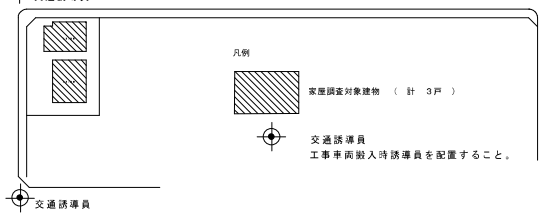
付近見取図 1/4,000

※特記事項

1. 団地内通路は時速20km以下での走行を厳守し、速度抑制装置を通過する際は十分減速して周辺に騒音を発生させないよう運転手の指導を徹底すること。
2. 近隣で車両が通行する部分には必ず自治会及び住民に挨拶すること。また、出入口等に看板などの設置も行うこと。設置箇所、配置場所は監督員と協議のこと。なお車両の通過時間、台数、車両番号振動数を記録し、監督員へ提出すること。
3. 重機、廃棄物の搬入・搬出に係る当該住宅・近隣道路（雑用車・管理車）には振動計及び交通誘導員を配置し、車両は低速（20km/h）で通過させ振動を最小限とすること。
4. 大型車両通行時交通誘導員配置
5. 「周辺家庭調査仕様書」に従い家庭調査を実施すること。

周辺家庭調査仕様書

1. 目的
工事施工場所の周辺家屋物件に対して、本工事による騒音・振動等により影響を与えたかどうかを確認する為の資料を得るために、家屋物件の状況を把握する。
2. 手続
取組し工事開始前及び完了後、近隣建物および工作物の現状を調査し記録する。
3. 調査場所
全体配置図内 3戸とする。
4. 内容
建物（工作物含む）の外・内観についてひび割れ、浮き、欠損、たわみ、縮れ、不同沈下、雨漏り跡等の確認等が七箇所の写真撮影および取組等の記録。
5. 調査方法
調査前に「調査実施計画書」を提出し、監督員の承諾を得ること。
原則、目視による。必要に応じて手の届く範囲を打機・伸縮により行う。
ひび割れについては、クラックスケールを用いて幅および長さ、深さの測定を行う。
浮きについては、ハンマーを用いて打撃検査を行う。
6. 写真撮影
各戸の調査に当たっては、計測箇所等写真撮影するものとする。ただし、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所についてはスケッチによることとする。
7. 報告書
調査区域位置図、調査区域平面図、建物等一覧表（住所、所有者、構造等）、建物等調査書（立面図、横断面等）を併せて写真位置等の記入）、写真、その物を監督員に3部提出すること。



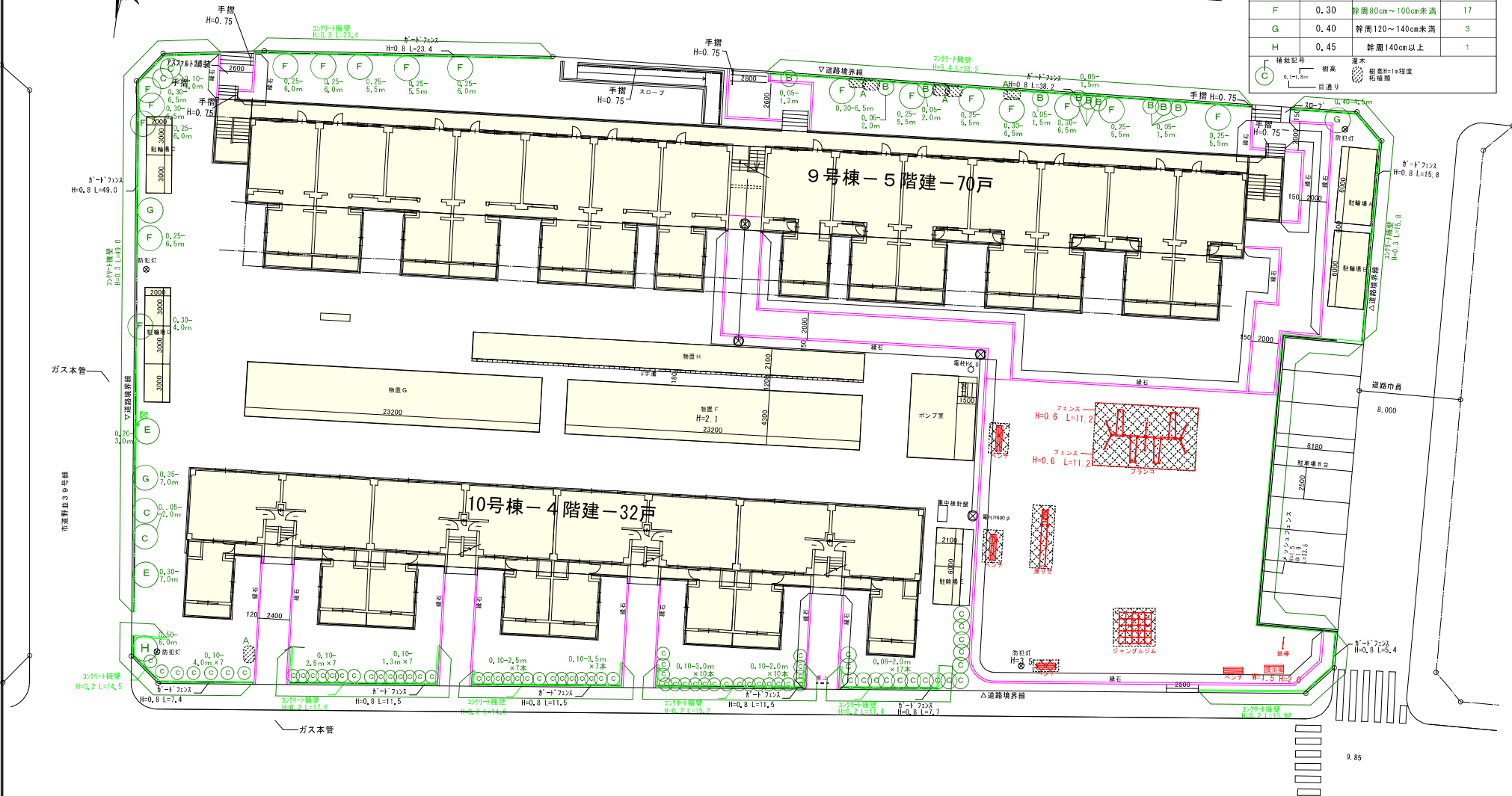
株式会社岡田建築計画事務所		野営住宅 取壊し工事（第5工区）		図面番号
一般建築士登録番号 第5555号		全体配置図 付近見取図		縮尺
岡田 純一		周辺家庭調査仕様書		A1-1/600, 1/4000
検印	製印	設計		No. 01
		2024年3月		

愛知県建設部建築局公営住宅課

82°92'
82°55'

植栽記号	目通 (m) 程度	幹廻り (m) 程度	数量 (本)
① 撤去	0.05	幹周15cm未満	40
A	0.10	幹周15cm未満	10
B	0.12	幹周30cm~40cm未満	76
C	0.15	幹周40cm~60cm未満	0
D	0.20	幹周60cm~80cm未満	2
E	0.30	幹周80cm~100cm未満	17
F	0.40	幹周120~140cm未満	3
G	0.45	幹周140cm以上	1

植栽記号: 樹木 (樹高H=1m程度), 樹木 (樹高H=1m程度), 目通り
 撤去: 撤去, 樹木 (樹高H=1m程度), 樹木 (樹高H=1m程度)



⊗	防犯灯
○	電柱
○	道具箱
---	停止

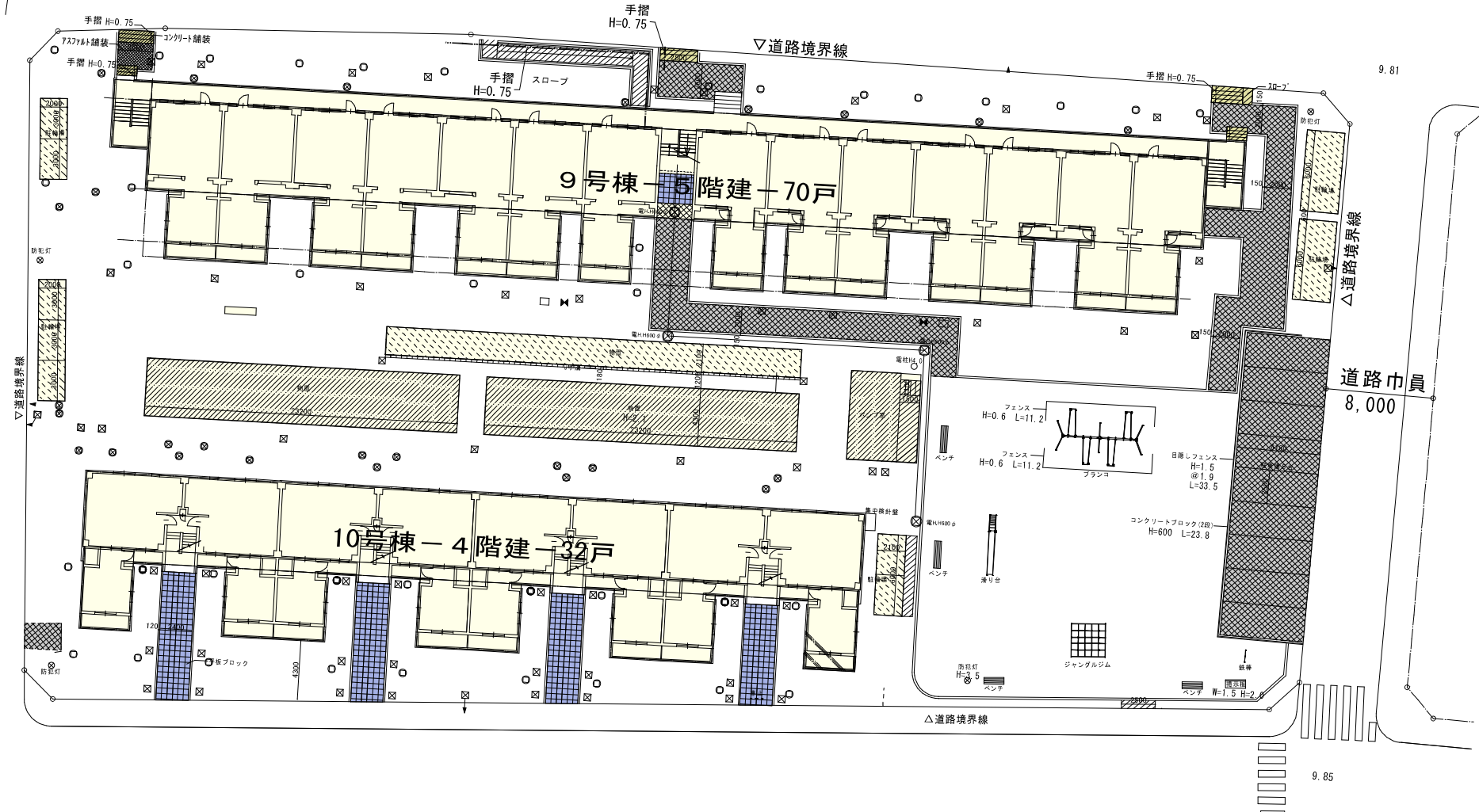
—	配管
—	止水栓
—	置水栓
—	メッシュフェンス

—	既設撤去物 緑石
—	既設撤去物 ガードフェンス
—	既設撤去物 コンクリート舗装
—	既設撤去物 メッシュフェンス

—	遊具等
---	-----

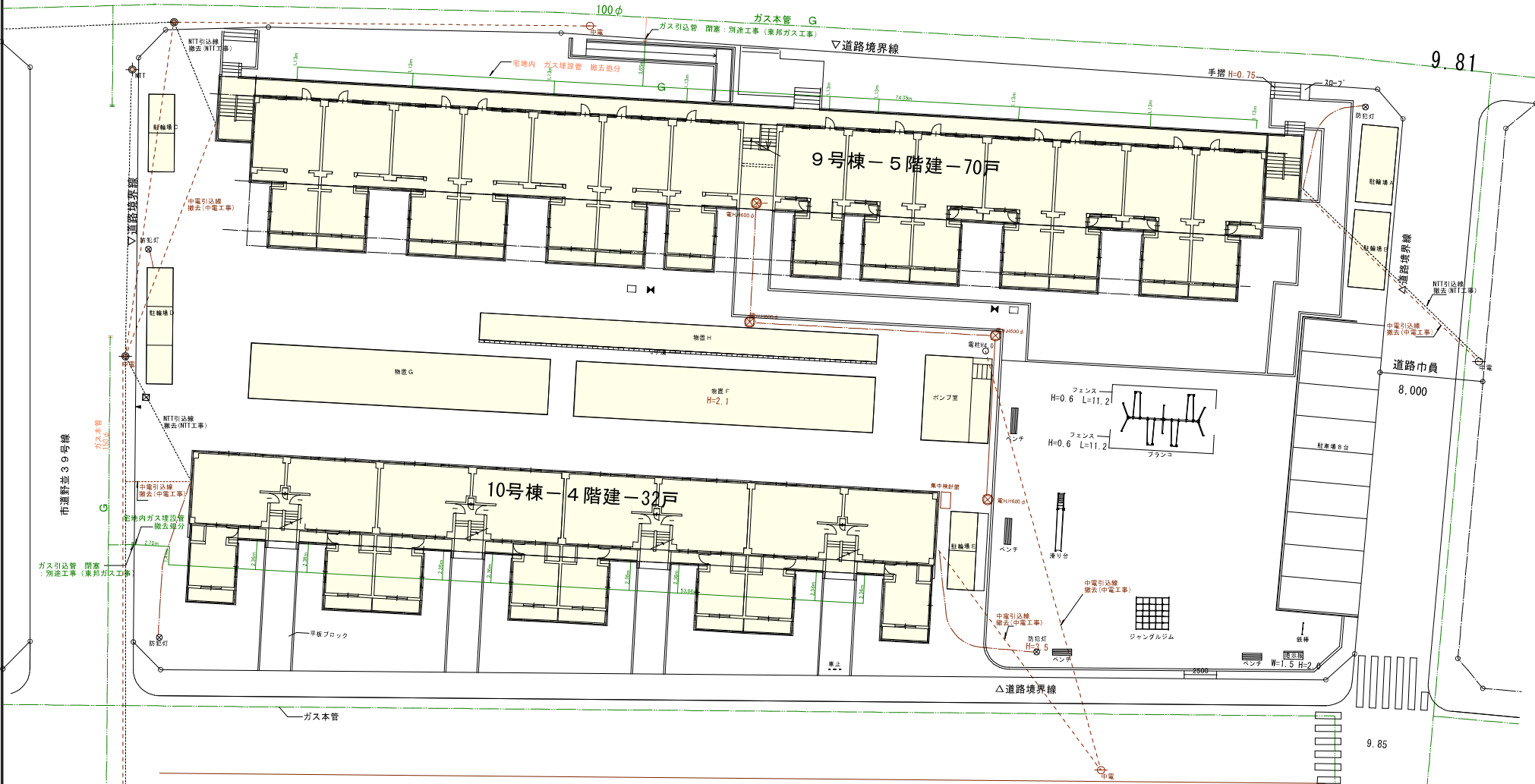
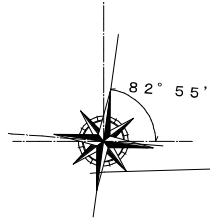
株式会社岡田建築計画事務所	野並住宅 取壊し工事 (第5工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第5655号	施設撤去図 (工作物・樹木)	縮尺
岡田 皓一	設計	A1 1/100 A2 1/100 A3 1/100
図 示 日	H 28 年 9 月	No. 03
愛知県建設部建築局公営住宅課		

82.92°



<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ 防犯灯 ○ 電柱 — 道具袖 — 車止 	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 雨水排水(コンクリート蓋) 陶管 ○ 雨水排水(コンクリート蓋) ○ 汚水排水(M4蓋) ヒューム管 	<ul style="list-style-type: none"> — ガス本管 — 陶管 — 止水栓 — 排水栓 — ヒューム管 	<ul style="list-style-type: none"> ▨ 既設撤去物 RC造 ▨ 既設撤去物 S造 ▨ 既設撤去物 0造 	<ul style="list-style-type: none"> — 既設撤去物 緑石 — 既設撤去物 目隠しフェンス 	<ul style="list-style-type: none"> ▨ 既設撤去物 子役ブロック ▨ 既設撤去物 アスファルト舗装 ▨ 既設撤去物 コンクリート舗装
---	--	---	---	---	--

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅 取壊し工事 (第5工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第5555号		施設撤去図 (舗装)		縮尺 A1 1/100 A2 1/150
岡田 皓一		設計		No. 04
2023年 9月		愛知県建設部建築局公営住宅課		



凡例

	防犯灯 地中埋設管
	電柱(中電)
	電柱(HT)
	遊具柱
	禁止

	ガス本管
	ガス引込管
	止水栓
	消火栓
	マンホール
	マンホール蓋
	電圧 4000 φ 中電埋設管共撤去

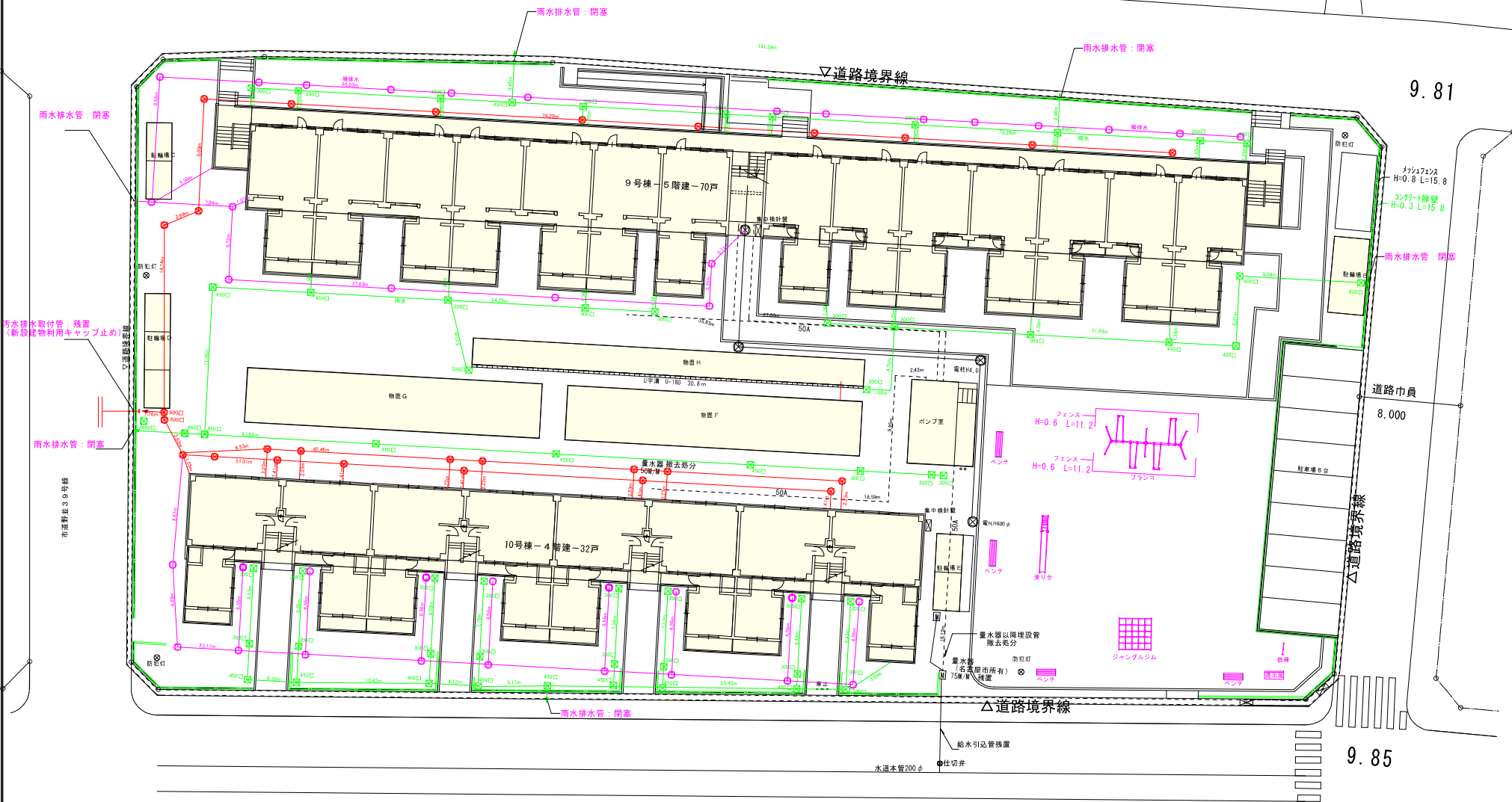
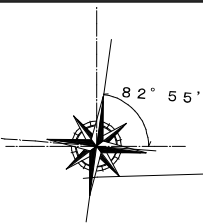
	既設撤去物 RC造
	既設撤去物 練石
	既設撤去物 目隠しフェンス

	フェンス
	フェンス

	フェンス
	フェンス

	フェンス
	フェンス

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅 取壊し工事 (第5工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第5555号		施設撤去図 (電気・ガス)		縮尺
岡田 皓一		設計		A1 1:100/建
2023年 9月		H 23年 9月		No. 05
愛知県建設部建築局公営住宅課				



9.81

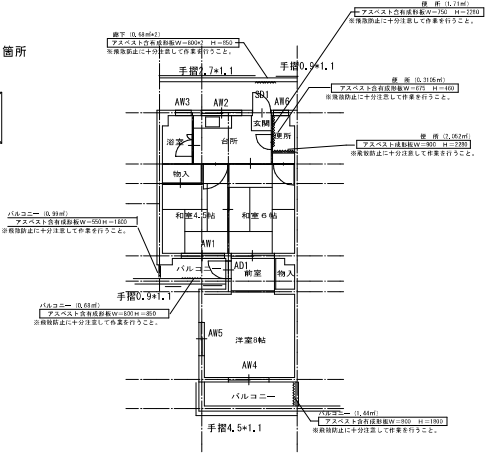
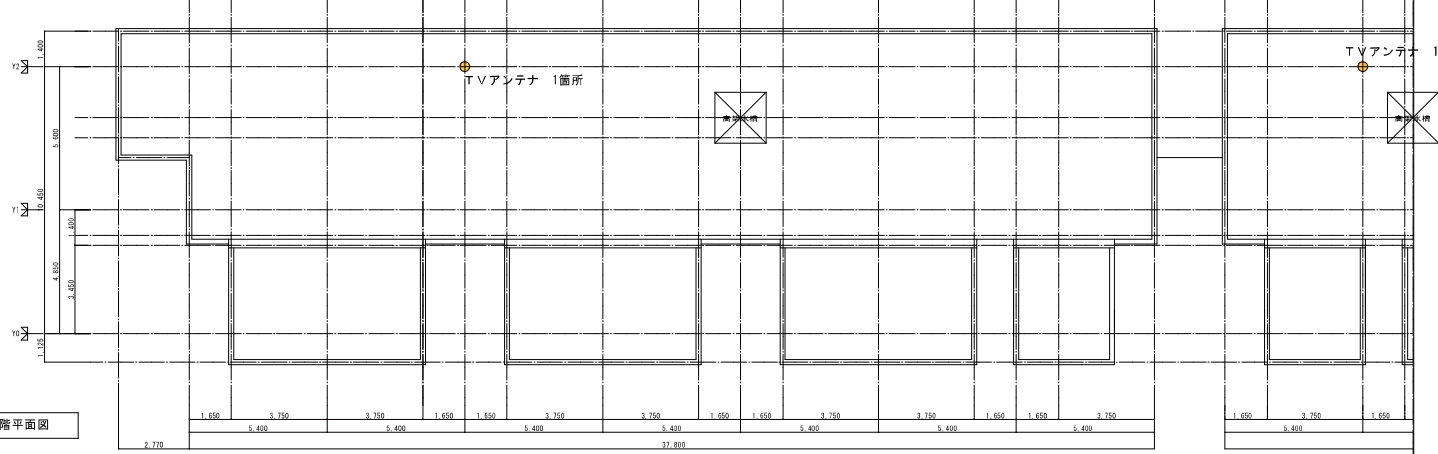
9.85

○	防犯灯	○	電柱	○	器具箱	---	禁止
○	雨水納(コンクリート製) 取管	○	雨水納(コンクリート製) 取管	○	雨水納(コンクリート製) 取管	○	雨水納(コンクリート製) 取管
○	9号棟北 11箇所	○	9号棟東 8箇所	○	9号棟南 15箇所	○	9号棟西 15箇所
○	10号棟 24箇所	○	10号棟北 11箇所	○	10号棟東 8箇所	○	10号棟南 15箇所
○	10号棟西 15箇所	○	10号棟東 8箇所	○	10号棟南 15箇所	○	10号棟西 15箇所
○	汚水樹(MH高)600φ ヒューム管	○	汚水樹(MH高)600φ ヒューム管	○	汚水樹(MH高)600φ ヒューム管	○	汚水樹(MH高)600φ ヒューム管
○	9号棟 12箇所	○	9号棟 12箇所	○	9号棟 12箇所	○	9号棟 12箇所
○	10号棟 16箇所	○	10号棟 16箇所	○	10号棟 16箇所	○	10号棟 16箇所

○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造
○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造
○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造

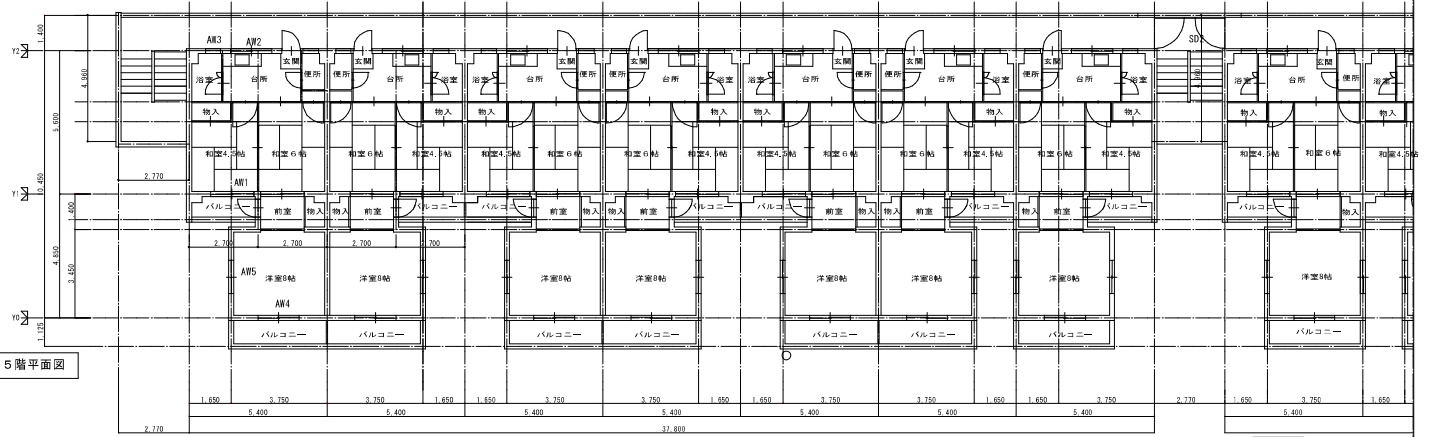
○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造
○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造
○	既設排水物 80造	○	既設排水物 S造	○	既設排水物 68造

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅 取壊し工事 (第5工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第5555号		施設撤去図 (給水・排水)		縮尺
岡田 隼一		設計		A1 1:500
2023年 9月		愛知県建設部建築局公営住宅課		No. 06

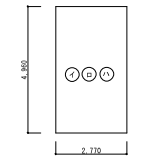
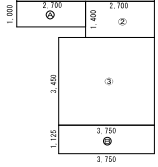


建具リスト (各住戸共通)

許号	種類	W	H	備註
SD1	開閉片開きドア	800	1800	扉裏フラッシュ
AW1	アルミ引き違い窓	1600	1750	
AW2	アルミ引き違い窓	1200	600	
AW3	アルミ引き違い窓	250	250	
AW4	アルミ引き違い窓	1600	1750	
AW5	アルミ引き違い窓	1200	700	
AW6	アルミ引き違い窓	450	600	
AD1	アルミ片開きドア	600	1700	

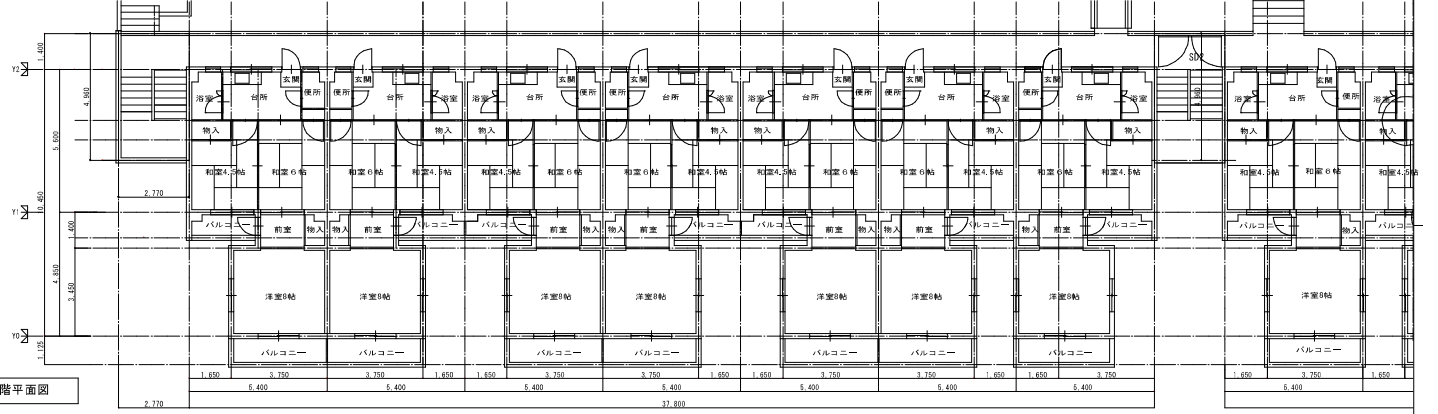


記号	許算式	床面積	計	
			居住部分	増築部分
1住戸あり住居専用部分	居住部分 ①	5.4×5.6	30.24	30.24
	廊下	5.40×1.40	7.56	7.56
	バルコニー ②	1.0×2.7	2.7	2.70
増築部分	居住部分 ③	2.7×4.4	3.38	16.32
	廊下 ④	3.75×2.45	12.84	16.32
	バルコニー ⑤	3.75×1.125	4.22	61.44



記号	許算式	床面積	計	
			居住部分	増築部分
一住戸	居住部分	30.24	16.72	46.96
	増築居住部分	16.72	6.82	6.82
廊下	居住部分	2.7	2.7	7.56
	増築居住部分	4.22	6.82	6.82

記号	許算式	床面積	計	
			イ	ロ
階段床面積	イ	4.94×2.77	13.74	13.74
	ロ	4.94×2.77	13.74	13.74
	ハ	4.94×2.77	13.74	41.22



註：衛生設備機器、電気設備等一式解体を含む。全撤去。

株式会社岡田建築計画事務所 野並住宅取り壊し工事(第5工区) 図面番号

一級建築士登録番号 第54515号 9号棟平面図 図尺 A1:1/100 A3:1/200 No. 07

岡田 純一 設計 2023年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課